

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求控訴事件
国側当事者・国(麻布税務署長、国税不服審判所長)

平成21年9月24日棄却・上告

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年2月3日判決、本資料259号-23・順号11136)

判 決

| | |
|-----------|-------------------|
| 控訴人 | A株式会社 |
| 同代表者代表取締役 | 甲 |
| 同訴訟代理人支配人 | 乙 |
| 被控訴人 | 国 |
| 同代表者法務大臣 | 千葉 景子 |
| 処分行政庁 | 麻布税務署長 鈴木 久雄 |
| 裁決行政庁 | 国税不服審判所長 金子 順一 |
| 被控訴人指定代理人 | 別紙指定代理人目録記載のとおり |

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 (1) 処分行政庁が平成19年6月27日付けで控訴人に対してした、控訴人の平成16年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額1億0978万8737円、納付すべき税額2333万6200円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
(2) 処分行政庁が平成19年6月27日付けで控訴人に対してした、控訴人の平成17年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額6819万0506円、納付すべき税額1085万6900円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 裁決行政庁が平成20年3月11日付けで控訴人に対してした、上記各更正処分及び各過少申告加算税賦課決定処分に対する審査請求をいずれも棄却する旨の裁決を取り消す。
- 4 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件事案の概要は、原判決の「事実及び理由」第2の冒頭に記載のとおりであるから、これを

引用する。

原審は控訴人の本訴請求はいずれも理由がないとして棄却したので、控訴人がこれを不服として控訴した。

- 2 法令等の概要、争いのない事実等、争点及びこれに関する当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」第2の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の本訴請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおり付加訂正するほか、原判決の理由説示（「事実及び理由」第3）のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決11頁11行目の「配当等」から12行目末尾までを「株式等の取得のために要した負債の利子については、形式的には損金に算入しつつ、その金額を受取配当等の益金不算入額から控除することにより、実質的にはこれを損金に算入しないこととしたものと解される。すなわち、これらの制度の実質は、受取配当等は全額益金に算入しないこととするとともに、本来はすべて損金に算入すべきでない株式等の取得に要した負債の利子について、上記益金不算入額を限度として損金に算入しないことにある。」と改め、26行目の「しかし」の次に「、上記のとおり、これらの制度の実質は、受取配当等の全額を益金に算入しないものとみるべきであるから、控訴人の上記主張は、制度の実質を理解しないものであり、その前提を欠くものといわざるを得ない。また」を加える。

(2) 原判決13頁20行目の「無配期間に」から22行目の「のであるから」までを「株式等の取得のために要した負債の利子は、当該株式等から配当等を得るための費用であって当該配当等に法人税が課税されないことからすると、法人税が課税される収益のための費用とは認められないのであり、当該年度において株式等から配当があったか否かにかかわらず損金に算入すべきものではない。仮に」と改める。

- 2 よって、原判決は相当であり本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 園尾 隆司

裁判官 藤山 雅行

裁判官 藤下 健

(別紙)

指定代理人目録

折原崇文、殖栗健一、葛葉兼一、田中正美、森本利佳、山下正美、福川真